

一般社団法人 日本プロフェッショナル販売員協会
入会および入会費・年会費に関する規程（内規）

（目的）

- 第1条 この規程は、一般社団法人 日本プロフェッショナル販売員協会（以下「当法人」という。）定款第7条および第8条の規定に基づき、入会および入会費・年会費について定める。
- 2 当法人の入会費・年会費に関する事項で、本規程に定めのない事項が生じた場合は、理事会がこれを定める。

（入会手続き）

- 第2条 当法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、「一般社団法人 日本プロフェッショナル販売員協会入会申込書」に記入・捺印の上、これを当法人事務局に提出しなければならない。入会申込書の提出を受けた事務局は理事会に報告し、その承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（正会員の区分）

- 第3条 当法人の正会員について、会員たる各法人に次のとおりの区分を設ける。
- （1）メイン会員：法人を単位とする会員で、グループ会員以外の者
 - （2）グループ会員：法人を単位とする会員同士の関係において資本関係のあるグループ内で、複数の企業が会員となる場合の2法人目以降の会員

（入会費および年会費）

- 第4条 入会費および年会費の額は、次のとおりとする。
- （1）メイン会員 入会費：金 100,000 円 年会費：金 300,000 円
 - （2）グループ会員 入会費：無料 年会費：金 50,000 円
 - （3）賛助会員 入会費：金 100,000 円 年会費：金 200,000 円

（入会費及び年会費の納入要領）

- 第5条 当法人の正会員又は賛助会員として入会に関する理事会の承認を得られた場合、速やかに前条で定める入会費を納入しなければならない。
- 2 年会費の納入は1年分の一括前納とする。正会員又は賛助会員は、運営委員会の案内に基づき速やかに前条で定める年会費を納入しなければならない。
- 3 当法人に新規で入会した初年度の年会費に関しては、月割りで計算する。ただし、その際に生ずる金 1,000 円以下の端数については、四捨五入によって算出する。
- 4 入会費および年会費は、本法人の指定する金融機関に払い込むものとする。

(正会員の区分の変更)

第6条 正会員又は賛助会員は、その法人に合併、会社分割などが発生し、本規程第3条で定める区分の変更が生じた場合、当法人に申し出なければならない。

2 前項の変更が生じた場合、その新たな区分に従って入会費および年会費を納入しなければならない。

(任意退会および除名などにより会員資格を喪失した際の会費の扱い)

第7条 正会員又は賛助会員が任意退会および除名などにより会員資格を喪失した際、支払い済みの会費は返却しない。

以上